3　生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉格納容器本体遮蔽及び緊急時対策所遮蔽をいう。）の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽材、廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び運搬用容器の放射線遮蔽材（以下「遮蔽材」という。）の種類、主要寸法及び材料

4　放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1)　品質保証の実施に係る組織

(2)　保安活動の計画

(3)　保安活動の実施

(4)　保安活動の評価

(5)　保安活動の改善

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

1　放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1)　プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ　主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2)　エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ　中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ　蒸気発生器ブローダウン水中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ　放射線監視及び排気筒モニタリング設備に係る次の事項

イ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ホ　一次冷却材抽出水中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヘ　汚染管理区域からの排水中又は排気中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ト　放射性物質による環境への影響をできる限り低くするために設ける排気口又は排気筒の高さ及び吐出口の位置

チ　排気口又は排気筒からの放射性物質の放出管理に用いる方法

リ　周辺監視区域境界付近において放射性物質の濃度を監視し、及び測定する設備に係る次の事項

イ　検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヌ　固体廃棄物処理設備及び固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

イ　固体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　固体廃棄物貯蔵設備の名称、容量及び貯蔵方法

ル　液体廃棄物処理設備に係る次の事項

イ　液体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　液体廃棄物処理設備の主要な機器の名称及び個数

ヲ　廃棄物処理設備又は廃棄物貯蔵設備において発生する放射性廃棄物の推定発生量

ワ　廃棄物処理設備又は廃棄物貯蔵設備において貯蔵する放射性廃棄物の推定貯蔵量

カ　放射性廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

(1)　気体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　気体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　排気口又は排気筒の名称及び個数

(2)　液体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　液体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　液体廃棄物処理設備の主要な機器の名称及び個数

ヨ　固体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　固体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　固体廃棄物貯蔵設備の名称、容量及び貯蔵方法

タ　放射性廃棄物の廃棄施設において発生する放射性廃棄物の推定発生量

レ　放射性廃棄物の廃棄施設において貯蔵する放射性廃棄物の推定貯蔵量

ソ　放射線管理施設に係る次の事項

(1)　遮蔽設備に係る次の事項

イ　遮蔽設備の名称及び遮蔽材料

ロ　遮蔽設備の主要寸法

(2)　換気設備に係る次の事項

イ　換気設備の名称及び処理能力

ロ　換気設備の主要な機器の名称及び個数

(3)　モニタリング設備に係る次の事項

イ　モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射線管理用計測装置の校正設備の名称及び個数

ツ　保管廃棄施設に係る次の事項

イ　保管廃棄施設の名称及び保管廃棄能力

ロ　保管廃棄施設の主要な機器の名称及び個数

ネ　放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

ナ　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1)　品質保証の実施に係る組織

(2)　保安活動の計画

(3)　保安活動の実施

(4)　保安活動の評価

(5)　保安活動の改善

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

1　放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1)　プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ　主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2)　エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ　中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ　蒸気発生器ブローダウン水中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ　放射線監視及び排気筒モニタリング設備に係る次の事項

イ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ホ　一次冷却材抽出水中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヘ　汚染管理区域からの排水中又は排気中の放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ト　放射性物質による環境への影響をできる限り低くするために設ける排気口又は排気筒の高さ及び吐出口の位置

チ　排気口又は排気筒からの放射性物質の放出管理に用いる方法

リ　周辺監視区域境界付近において放射性物質の濃度を監視し、及び測定する設備に係る次の事項

イ　検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射性物質の濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヌ　固体廃棄物処理設備及び固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

イ　固体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　固体廃棄物貯蔵設備の名称、容量及び貯蔵方法

ル　液体廃棄物処理設備に係る次の事項

イ　液体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　液体廃棄物処理設備の主要な機器の名称及び個数

ヲ　廃棄物処理設備又は廃棄物貯蔵設備において発生する放射性廃棄物の推定発生量

ワ　廃棄物処理設備又は廃棄物貯蔵設備において貯蔵する放射性廃棄物の推定貯蔵量

カ　放射性廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

(1)　気体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　気体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　排気口又は排気筒の名称及び個数

(2)　液体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　液体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　液体廃棄物処理設備の主要な機器の名称及び個数

ヨ　固体廃棄物の廃棄施設に係る次の事項

イ　固体廃棄物処理設備の名称及び処理能力

ロ　固体廃棄物貯蔵設備の名称、容量及び貯蔵方法

タ　放射性廃棄物の廃棄施設において発生する放射性廃棄物の推定発生量

レ　放射性廃棄物の廃棄施設において貯蔵する放射性廃棄物の推定貯蔵量

ソ　放射線管理施設に係る次の事項

(1)　遮蔽設備に係る次の事項

イ　遮蔽設備の名称及び遮蔽材料

ロ　遮蔽設備の主要寸法

(2)　換気設備に係る次の事項

イ　換気設備の名称及び処理能力

ロ　換気設備の主要な機器の名称及び個数

(3)　モニタリング設備に係る次の事項

イ　モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　放射線管理用計測装置の校正設備の名称及び個数

ツ　保管廃棄施設に係る次の事項

イ　保管廃棄施設の名称及び保管廃棄能力

ロ　保管廃棄施設の主要な機器の名称及び個数

ネ　放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

ナ　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項